

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成17年3月10日(2005.3.10)

【公表番号】特表2001-509323(P2001-509323A)

【公表日】平成13年7月10日(2001.7.10)

【出願番号】特願平10-505196

【国際特許分類第7版】

H 04 N 5/21

G 09 G 5/00

【F I】

H 04 N 5/21 B

G 09 G 5/00 5 2 0 W

【手続補正書】

【提出日】平成16年6月3日(2004.6.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

平成16年6月3日

特許庁長官 殿

1. 事件の表示

特願平10-505196号

2. 発明の名称

ウェブ・ブラウザに対するダイナミックな機能拡張方法および装置

3. 補正をする者

ウェブティーヴィー ネットワークス、インコーポレイテッド

4. 代理人

東京都港区赤坂2丁目6番20号

電話 (03)3589-1201 (代表)

(7748) 弁理士 谷 義一



5. 補正命令の日付

自 発

6. 補正対象書類名

明細書

7. 補正対象項目名

請求の範囲

8. 補正の内容

請求の範囲を別紙の通り補正する。

以 上

別 紙

請求の範囲

1. 第1命令セットの実行時に前記第1命令セットに含まれるオブジェクト・データをフィルタリングするためのコンピュータ実施方法であって、前記第1命令セットがワールド・ワイド・ウェブ（WWW）文書を処理するために提供されるものにおいて、
 - a) 前記第1命令セットにより第1ステートメントをデコードするステップであって、前記第1ステートメントが、画像のフリッカを減少させるための少なくとも1つのフィルタリング・コマンドとオブジェクト・データを含むものと、
 - b) 前記第1命令セットにより実行すべき第1コマンドを発行するステップと、
 - c) 前記第1フィルタリング・コマンドの実行に応答して、前記第1命令セットにより前記オブジェクト・データをデコードし、前記オブジェクト・データをフィルタリングすべきかどうかを判定するステップと
を含むことを特徴とする方法。
2. 命令をハイパー・テキスト・マークアップ言語（HTML）で生成することを特徴とする請求項1に記載のコンピュータ実施方法。
3. 1つの命令が前記第1コマンドに対するフィルタリング引数として提供されて前記オブジェクト・データに適用するフィルタリングの程度を定義することを特徴とする請求項1または2のいずれかに記載のコンピュータ実施方法。
4. 前記オブジェクト・データをフィルタリングして、表示する画像のフリッカ効果を低減するステップをさらに含むことを特徴とする請求項1乃至3のいずれかに記載のコンピュータ実施方法。
5. 前記フィルタリング・コマンドがHTMLコマンドであることを特徴とする請求項1乃至4のいずれかに記載のコンピュータ実施方法。

6. 第1命令セットを格納するコンピュータ読み取り可能媒体であって、前記第1命令セットがウェブ文書処理のために提供され、前記第1命令セットは、プロセッサによって実行されるとき、前記プロセッサに、

- a) 前記第1命令セットにより第1ステートメントをデコードするステップであって、前記第1ステートメントが、画像のフリックを減少させるための少なくとも1つのフィルタリング・コマンドとオブジェクト・データを含むものと、
 - b) 前記第1命令セットにより実行すべき第1コマンドを発行するステップと、
 - c) 前記第1フィルタリング・コマンドの実行に応答して、前記第1命令セットにより前記オブジェクト・データをデコードし、前記オブジェクト・データをフィルタリングすべきかどうかを判定するステップと
- を実行させることを特徴とするコンピュータ読み取り可能媒体。

7. 命令をハイパー・テキスト・マークアップ言語（HTML）で生成することを特徴とする請求項6に記載のコンピュータ読み取り可能媒体。

8. 少なくとも1つの命令が前記第1コマンドに対するフィルタリング引数として提供されて前記オブジェクト・データに適用するフィルタリングの程度を定義することを特徴とする請求項6または7に記載のコンピュータ読み取り可能媒体。

9. 前記少なくとも1つの命令により前記オブジェクト・データをフィルタリングするかどうかを判定することを特徴とする請求項6乃至8のいずれかに記載のコンピュータ読み取り可能媒体。

10. 前記フィルタリング・コマンドがHTMLコマンドであることを特徴とする請求項6乃至9のいずれかに記載のコンピュータ読み取り可能媒体。

11. 第1命令セットの実行時に前記第1命令セットに含まれるオブジェクト・データをフィルタリングするように構成された、前記第1命令セットがワール

ド・ワイド・ウェブ（WWW）文書を処理するために提供される第1メカニズムを備えるコンピュータ・システムであって、

- a) 前記第1メカニズムがさらに前記第1命令セットを用いて第1ステートメントをデコードするように構成され、前記第1ステートメントが、画像のフリッカ効果を減少させるようにデザインされた少なくとも1つのフィルタリング・コマンドとオブジェクト・データを含み、
- b) 前記第1メカニズムがさらに第1命令セットを用いて実行すべき前記第1コマンドを発行するように構成され、
- c) 前記第1フィルタリング・コマンドの実行に応答して、前記第1メカニズムがさらに前記第1命令セットで前記オブジェクト・データをデコードし、前記オブジェクト・データをフィルタリングするかどうかを判定するように構成されていることを特徴とするコンピュータ・システム。

12. 前記第1ステートメントをハイパー・テキスト・マークアップ言語（HTML）で生成することを特徴とする請求項11に記載のコンピュータ・システム。

13. ネットワーク接続を通じて別のコンピュータ・システムから前記ウェブ文書を検索するように構成された第2のメカニズムをさらに具備することを特徴とする請求項11または12に記載のコンピュータ・システム。

14. 1つの命令が前記第1コマンドに対するフィルタリング引数として提供されて前記オブジェクト・データに適用するフィルタリングの程度を定義することを特徴とする請求項11乃至13のいずれかに記載のコンピュータ・システム。

15. 前記第1フィルタリング・コマンドがHTMLコマンドであることを特徴とする請求項11乃至14のいずれかに記載のコンピュータ・システム。

16. 前記第1メカニズムはさらに、前記オブジェクト・データをフィルタリングして、表示する画像のフリッカ効果を低減するように構成されていることを特

徵とする請求項11乃至15のいずれかに記載のコンピュータ・システム。

(以下余白)